

障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置について

平成16年2月18日設置

1 趣旨

現在、障害者の多くは企業での就労を望んでいるが、実際には、いわゆる福祉的就労から一般就労へ移行した者は約1%にとどまっている。

また、盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路をみると、2割が就職であるのに対し、6割弱が施設・医療機関となっている。

このような状況を改善し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行うため、障害者の就労支援に関する省内検討会議を設置する。

2 構成員

構成員は、次のとおりとする。

厚生労働審議官

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

職業能力開発局長

職業能力開発局総務課長

能力開発課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

精神保健福祉課長

参事官（労働政策担当）

その他、必要に応じ、省内の関係課の協力を求める。

3 検討項目

- (1) 雇用支援策の強化
- (2) 働く場の拡大
- (3) 福祉的就労から一般就労への移行の促進

4 その他

事務局は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発局能力開発課の協力を得て行う。